

文教環境委員会

議案第71号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(概要) 市立体育館について、施設の長寿命化やバリアフリー化のほか、国体開催に向けた仕様とするため、昨年10月から大規模改修を行っているが、受益者負担の適正化を図る観点や市外利用者との負担の公平性の観点を踏まえ、本体育館の使用料を、利用の再開に合わせ、令和2年4月1日から改定しようとするもの。

質疑 市立体育館をさらに魅力あるスポーツ施設とするために、今後の運営方針等についてどのように考えているか。

答弁 トレーニング室については、器具を含めて一新する。また、市立体育館で実施するスポーツ教室について、多くの市民に参加していただけるように充実を図りたい。

質疑 使用時間区分に設定されていない、正午から午後1時までと、午後5時から午後6時までの各1時間について、利用できるよう検討してほしい。

答弁 各1時間の空き時間は、利用の切り替えに必要な時間として設けている。当該時間の利用方法については、今後、使用団体や利用者の声を集めて検討していきたい。



改修中の市立体育館

地域福祉委員会

議案第67号 鈴鹿市印鑑条例の一部改正について

(概要) 住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、女性活躍推進の観点から住民票やマイナンバーカードなどに旧氏(旧姓)の併記を可能とし、また、近年の性同一障がい等への配慮として、印鑑登録の項目から性別を削除しようとするもの。

質疑 性別の変更に伴い名前が変更となった場合は、住民票やマイナンバーカードにはどのように表記されるのか。

答弁 変更された戸籍に基づくため、新しい名前のみが表記される。

質疑 印鑑登録の項目と同様に、住民票からは性別を削除できないのか。

答弁 印鑑登録証明書は条例で記載項目を定めているため性別を記載しないことができるが、住民票は住民基本台帳法に基づき性別を記載することとされているため削除できない。

